

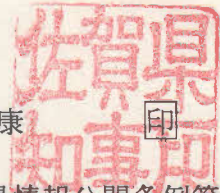
公文書部分開示決定通知書

スポ第1536号  
平成26年1月16日

様

佐賀県知事 古川

康



平成26年1月10日付けで開示請求のあった公文書については、佐賀県情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を開示することと決定したので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定があったことを知った日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。

公文書の件名	Tポイントレディースゴルフトーナメントの後援依頼について (伺)
開示の日時	年 月 日 ( ) 午前 午後 時
開示の場所	
公文書の一部を非開示とする理由	佐賀県情報公開条例第6条第2号に該当 (理由) 担当者の氏名については、特定の個人を識別することができるため。
※上記理由がなくなる期日	年 月 日 ( )
担当部局	佐賀県文化・スポーツ部スポーツ課スポーツ企画担当 電話番号(代表) 0952-25-7334 (内線) 1718
公開窓口の電話番号	(代表) (内線)
備考	郵送による交付

- 注 1 指定された公文書の開示の日時に支障があるときは、あらかじめ公開窓口にご連絡してください。
- 2 公文書の開示を受けた際には、この通知書を係員に提示してください。
- 3 ※印の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。開示を希望する場合は、明示された日以後に改めて請求してください。